

## 愛知県公立大学法人給与規程

### (目的)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）の教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。

### (給料)

第3条 教職員には、愛知県公立大学法人教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第31号。以下「勤務時間休日休暇規程」という。）第3条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対して給料を支給する。

### (給料表)

第4条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、その給料表に定めるところによる。

- (1) 教育職給料表（別表第1）
- (2) 一般職給料表（別表第2）
- (3) 保健職給料表（別表第3）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、愛知県公立大学法人給料に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第19号。以下「給料規程」という。）で定める。

### (初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 教職員の職務の級は、給料規程で定める基準により決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、給料規程で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、給料規程で定めるところにより決定する。
- 4 教職員の昇給は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）とし、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。ただし、特別の場合の昇給は、理事長が定めた場合に行うことができる。
- 5 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するもの（これらの教職員のうち理事長が別に定める教職員に限る。）にあっては3号給）とすることを標準として給料規程で定める基準に従い決定する。
- 6 55歳を超える教職員に関する前項の適用については、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行なうものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて愛知県公立大学法人給料に関する規程で定める基準に従い決定するものとする。
- 7 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に必要な事項は、給料規程で定める。
- 10 休職にされた教職員が復帰した場合、勤務時間休日休暇規程第17条第1項に規定する療養休暇（以下「療

「養育休暇」という。) のため勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合、愛知県公立大学法人教職員育児休業及び介護休業に関する規程(平成19年愛知県公立大学法人規程第33号。以下「育児介護休業規程」という。) 第3条に規定する育児休業をし、又は同規程第20条第1項に規定する介護休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との権衡上必要があるときは、復帰した日、再び勤務するに至った日又は職務に復帰した日以後において、給料規程で定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。

1 1 愛知県公立大学法人再任用に関する規程により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

1 2 再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間休日休暇規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

#### (給料の調整額)

第6条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、調整前における給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲内で、給料月額につき適正な調整額を定める。

2 給料の調整を行う職は、給料の調整額適用区分表(別表第4)の勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とし、給料の調整額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて調整基本額表(別表第5)に掲げる調整基本額(その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る給料の調整額適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、育児介護休業規程第14条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員(以下「育児短時間勤務教職員」という。)は、本文の規定による額に勤務時間休日休暇規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

#### (給与の支払)

第7条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、教職員から申し出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みによる方法により支払う。

#### (給与の支給日及び支給方法)

第8条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、その支給日は、その月の16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日とする。

(1) その月の16日が日曜日に当たるとき 14日

(2) その月の16日が土曜日に当たるとき 15日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(次号において「休日」という。)に当たるときは、14日)

(3) その月の16日が休日に当たるとき 17日

2 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

- 4 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、その月の1日から末日まで支給するとき以外のとき、その給料額は、その月の現日数から勤務時間休日休暇規程第6条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を日割りによって計算する。
- 6 教職員が、教職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、その月の給料支払日前であっても、日割計算による請求の日までの給料をその際支給する。
- 7 前6項に定めるもののほか、給料の支給方法に関し必要な事項は、愛知県公立大学法人給料等支給方法規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第20号。以下「給料等支給方法規程」という。）で定める。

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。
  - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 身体又は精神に著しい障害がある者で、終身労務に服することができない程度の者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるものにあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の増減に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、愛知県公立大学法人扶養手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第21号）及び給料等支給方法規程で定める。

（地域手当）

第10条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給する。

- 2 地域手当の月額は、教職員の給料の月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に、100分の10.5を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第11条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用量を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人の公舎を貸与され、使用料を支払っている教職員その他愛知県公立大学法人住居手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第22号。以下「住居手当規程」という。）で定める教職員を除く。）に対して支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 前項の教職員のうち月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 前項の教職員のうち月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

(初任給調整手当)

第12条 初任給調整手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員の職で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員に対して、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後あらかじめ定めた期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。ただし、第18条に規定する管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を除く。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される教職員は、その採用が医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師国家試験（以下「医師国家試験」という。）又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師国家試験（以下「歯科医師国家試験」という。）の合格の日の属する月の翌月の1日（当該合格の日が月の1日であるときは、その日）から35年及び理事長が指定するこれに準ずる期間（以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。

3 第1項に掲げる職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

4 初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年を超えることとなる教職員には、初任給調整手当は支給しない。

5 初任給調整手当の支給期間及び支給額は、教職員の採用の日又は第3項の教職員となった日以後の期間の区分に応じた初任給調整手当額表（別表第6）に掲げる額（育児短時間教職員にあっては、その額に勤務時間休日休暇規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。医師国家試験又は歯科医師国家試験の合格の日の属する月の翌月の1日（当該合格の日が月の1日であるときは、その日）後にそれぞれ採用されたものに対する初任給調整手当額表の適用については、医師国家試験合格の日の翌月の1日（その日が月の1日であるときは、その日）を採用の日とみなして、その日からそれぞれ現に採用された日の前日までの期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

6 初任給調整手当を支給されている教職員が休職にされた場合における当該教職員に対する初任給調整手当額表の適用については、当該休職の期間（第29条第1項又は第4項ただし書きの規定により、給与の全額を支給される休職の期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

7 初任給調整手当を支給している教職員が異動した場合には、異動後の職が第1項及び第2項に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

8 初任給調整手当を支給する場合には、初任給調整手当支給調書（様式1）を作成し、保管するものとする。

9 初任給調整手当を支給する教職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下本項において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している教職員のうち、改正の日前に改正の日における

規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる教職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、初任給調整手当を支給する。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で愛知県公立大学法人通勤手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第23号。以下「通勤手当規程」という。）で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - (2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、4万円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める額（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して通勤手当規程で定める職員にあっては、その額から、その額に通勤手当規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
  - (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、通勤手当規程で定めるもののうち新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関または有料の道路（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤手当規程で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出したそ

の者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が4万円を超えるときは、支給単位期間につき、4万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間（通勤手当規程で定める通勤手当にあっては、通勤手当規程で定める期間）に係る最初の月の通勤手当規程で定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6ヶ月を超えない範囲内で1か月を単位として通勤手当規程で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

（単身赴任手当）

第14条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の愛知県公立大学法人単身赴任手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第24号。以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して愛知県公立大学法人単身赴任手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第24号。以下「単身赴任手当規程」という。）で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する通勤箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員その他単身赴任手当規程で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身赴任手当規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（任用の事情等を考慮して単身赴任手当規程で定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に關

し必要な事項は、単身赴任手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

(大学入試センター試験監督等業務手当)

第14条の2 大学入試センター試験監督等業務手当は、大学入試センター試験（以下、「センター試験」という。）の監督等業務に従事した教員及び助手に対し、1日当たり20,000円を支給する。各大学の学部長等は、センター試験の監督等業務に従事した教員について、大学入試センター試験監督等業務手当整理簿（様式2）を作成し、これを管理・保管しなければならない。

(教員免許状更新講習手当)

第14条の3 教員免許更新講習手当は、次に掲げる教員免許状更新講習の講師として従事した教員に対して、1時間あたり6,150円（1時間未満の端数を生じた場合はその端数の時間に1時間あたりの単価を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）を加えた額とし、講習が1時間に満たない場合はその満たない時間に1時間当たりの単価を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）とする）を支給する。

(1) 教育の最新事情などの必修領域

(2) 教科指導、生徒指導などの選択領域

(大学入学共通テスト試行調査試験監督業務手当)

第14条の4 大学入学共通テスト試行調査試験監督業務手当は、大学入学共通テスト試行調査試験（以下、「試行調査試験」という。）の監督業務に従事した教員及び助手に対し、1日当たり10,000円を支給する。各大学の学部長等は、試行調査試験の監督業務に従事した教員について、大学入学共通テスト試行調査試験監督業務手当整理簿（様式2-1）を作成し、これを管理・保管しなければならない。

(時間外勤務手当)

第15条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額（この額に、初任給調整手当の支給を受ける教職員にあっては、この手当の月額につき第27条の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。第4項から第6項まで、第17条第2項及び第18条第2項において同じ。）に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（勤務時間休日休暇規程第9条第2項に規定する休日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125（その勤務が午後10時から午前5時までの間である場合は、100分の150）

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135（その勤務が午後10時から午前5時までの間である場合は、100分の160）

3 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、100分の100とする。

4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第8条第1項の規定により、あらかじめ同規程第6条第2項又は第3項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員及び育児短時間教職員が、勤務時間休日休暇規程第8条第1項の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、こ

の限りでない。

5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たり給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務の時間 (同項に規定する理事長が別に定める時間を除く。) 100分の50

6 「勤務時間、休日、休暇等に関する規程」第12の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を見た場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に掲げる時間 (次号の時間を除く) 100分の25

(2) 前項第1号に掲げる時間 (週休日の勤務に限る) 100分の15

(3) 前項第2号に掲げる時間 100分の25

(管理職員特別勤務手当)

第16条 管理職員特別勤務手当は、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は勤務時間休日休暇規程第9条第2項に規定する日(以下「休日」という。)に勤務した場合に、当該教職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合には、当該教職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、15,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して管理職員特別勤務手当規程で定める勤務をした教職員にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額

4 第1項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第10条の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた教職員の、その休日の勤務に対しては、管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理職員特別勤務手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

(夜間勤務手当)

第17条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(休日勤務手当)

第18条 休日勤務手当は、休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員に対し

て、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

- 2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第10条の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた教職員の、その休日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給しない。

(管理職手当)

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち愛知県公立大学法人管理職手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第26号。以下「管理職手当規程」という。）で指定するものに在職する教職員に対して支給する。

- 2 管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲内において管理職手当規程で定める。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の愛知県公立大学法人期末手当及び勤勉手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第27号。以下「期末勤勉手当規程」という。）で定める日（次条及び第22条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した教職員（第29条第6項の規定の適用を受ける教職員及び期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの教職員のうち、期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。第23条第2項及び附則第10項において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の110）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上であるもののうち期末勤勉手当規程で定める教職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき期末勤勉手当規程で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して期末勤勉手当規程で定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位

にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第48条第4号の規定による懲戒免職の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第28条第2項第2号及び第3号の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員  
(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮(二)以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮(二)以上の刑に処せられたもの

第22条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(二)以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、民法第98条に定める公示の方法によるものとする。この場合においては、その公示の日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に交付されたものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮(二)以上の刑に処せられなかつた場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当

該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、基準日以前6か月以内の期間（期末勤勉手当規程で定める教職員にあっては、期末勤勉手当規程で定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の期末勤勉手当規程で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した教職員（期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末勤勉手当規程で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額の範囲を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に定める額の総額

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額。

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第23条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(育児休業の教職員に係る期末手当等の支給)

第24条 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（育児介護休業規程第3条の規定によるものをいう。以下同じ。）をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末勤勉手当規程で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末勤勉手当規程で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第15条、第17条及び第18条の規定は、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員には適用しない。

2 第9条、第11条、第12条の規定は、再任用職員には適用しない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

(地域手当等の支給方法)

第26条 地域手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に關し必要な事項は、給料等支給方法規程で定める。

(勤務一時間当たりの給与額)

第27条 勤務1時間当たりの給与額は、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間休日休暇規程第3条に規定する勤務時間の1週間当たりの時間に52を乗じたものから139時間30分を減じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第28条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日の場合、勤務時間休日休暇規程第15条に規定する休暇（組合休暇を除く。）の場合、就業規則又は法律の規定により特に勤務しないことが認められている場合（育児介護休業規程第24条に規定する部分休業、同第30条に規定する介護休業又は同第39条に規定する介護時間を承認された場合を除く。）を除き、その勤務しない時間1時間につき、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間休日休暇規程第3条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額を減額する。

2 教職員が療養休暇（業務上の傷病及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。次条において同じ。）による傷病による療養休暇を除く。）により勤務しない場合であって、90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 減額すべき給与額は、その減額すべき給与額をその月の翌月以降の給与から差し引く。

(休職者の給与)

第29条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第19条第1項第1号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 教職員が前項以外の心身の故障により就業規則第19条第1項第1号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 教職員が就業規則第19条第1項第2号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 教職員が就業規則第19条第1項第3号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、休職にされた原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

5 教職員が就業規則第19条第1項第4号及び第5号のいずれかに掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 第2項、第4項又は第5項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に定める

基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により期末勤勉手当規程で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給する。ただし、期末勤勉手当規程で定める教職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは、「第29条第6項」と読み替えるものとする。

(育児休業者の給与)

第29条の2 育児介護休業規程第3条により、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(育児短時間勤務者の給与)

第29条の3 育児介護休業規程第14条により、育児短時間勤務の承認を受けた教職員（以下「育児短時間勤務教職員等」という。）の給与等については次のとおりとする。

- (1) 給料月額 給料規程により算定される給料月額に、育児介護休業規程第15条により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
- (2) 通勤手当 育児短時間勤務教職員等のうち育児介護休業規程第15条第1項第4号及び第5号に定められた者については、通勤手当規程第8条に規定されている交代制勤務者等の例による。ただし、通勤手当規程第9条（自動車等使用者の支給額）で定められた額については、21から通勤所要回数の数を差し引いた数を21で除して得た割合を乗じて得た額を減じた額とする。
- (3) 時間外勤務手当 愛知県公立大学法人契約職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第4号）第22条の例による。
- (4) 期末手当及び勤勉手当 第20条第4項、第5項及び第23条第3項に規定する「給料の月額」については、「給料の月額を算出率」で除して得た額とする。第20条第5項に規定する「給料月額」についても、給料月額を算出率で除して得た額とする。

(雑則)

第30条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

- 〔沿革〕 平成21年11月30日規程第7号改正
- 〔沿革〕 平成22年1月29日規程第11号改正
- 〔沿革〕 平成23年3月30日規程第18号改正
- 〔沿革〕 平成27年3月30日規程第18号改正
- 〔沿革〕 平成28年3月24日規程第9号改正
- 〔沿革〕 平成28年3月24日規程第12号改正
- 〔沿革〕 平成28年12月26日規程第7号改正
- 〔沿革〕 平成29年3月22日規程第10号改正
- 〔沿革〕 平成29年12月27日規程第3号改正
- 〔沿革〕 平成30年3月26日規程第7号改正
- 〔沿革〕 平成30年9月7日規程第5号改正
- 〔沿革〕 平成31年2月20日規程第7号改正
- 〔沿革〕 平成31年3月22日規程第11号改正

(施行日)

- この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。  
(経過規定)
- この規程の規定により理事長が定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間は、愛知県の職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）の例による。
- 法人成立の日の前日に愛知県職員であり、かつ平成18年3月31日以前に採用された者については第6条第2項の規定による給料の調整額のほか、次の表による区分の額を給料の調整額として支給する。

給料表	職務の級	調整額			
		平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年1月31日まで	平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで
教 育 職 給 料 表	1級	450円	300円	150円	144円
	2級	525円	350円	175円	193円
	3級	675円	450円	225円	217円
	4級	750円	500円	250円	242円
	5級	975円	650円	325円	315円

(承継教職員に係る経過措置)

- 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。）第59条第2項の規定により法人の教職員となった者（以下「承継教職員」という。）で、この規程によりその者の給料月額（平成27年4月1日から平成30年3月31日までにあっては、平成27年3月31においてその者が受けた給料月額に100分の98.74を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）が施行日の前日において愛知県の職員の給与に関する条例の規定により受けた給料月額（平成27年4月1日から平成30年3月31日）にあっては、当該給料月額に100分の98.74を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）（給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第7号）の施行の日において教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級の欄及び号給欄に掲げる者以外の者（以下「減額改定対象職員」という。）にあっては、当該給料月額に100分の98.52を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる教職員には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、平成26年3月31日までの間においては、その差額に相当する額（給与規程附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「差額相当額」という。）を平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては差額相当額に100分の75を乗じて得た額を、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間においては差額相当額に100分の50を乗じて得た額を、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては差額相当額に100分の25を乗じて得た額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで

	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
保健職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

- 5 新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて給料を支給する。
- 6 承継教職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人設立前に愛知県の職員の給与に関する条例その他愛知県の関係規定に基づき、愛知県知事により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

(追加〔平成21年3月27日規程第19号〕)

- 7 前三項の規定は、別表第4における調整数1の者について適用し、調整数0.5の者については次の表による区分の額を支給するものとする。

給料表	職務の級	調整額	
		平成21年4月1日から 平成22年1月31日まで	平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで
教育職給料表	1級	75円	72円
	2級	87円	96円
	3級	112円	108円
	4級	125円	121円
	5級	162円	157円

(追加〔平成23年3月30日規程第18号〕)

(55歳を超える管理職手当受給教職員の給与の減額措置)

- 8 平成30年3月31日までの間、第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける教職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び附則第12項において「特定教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定教職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定教職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定教職員の給料月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定教職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同

項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員（以下この号において「管理監督教職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 4 項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 23 条第 4 項において準用する第 20 条第 4 項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員（以下この号において「管理監督教職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）附則第 11 項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第 23 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 4 項において準用する第 20 条第 4 項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）附則第 11 項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第 23 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額）

- (5) 第 29 条第 1 項から第 6 項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第 29 条第 1 項又は第 4 項ただし書 前各号に定める額
- ロ 第 29 条第 2 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
- ハ 第 29 条第 3 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 二 第 29 条第 4 項又は第 5 項本文 第 1 号から第 3 号までに定める額に、同条第 4 項又は第 5 項本文の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第 29 条第 6 項 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (イ) 第 29 条第 2 項の規定により給与の支給を受ける教職員 第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
- (ロ) 第 29 条第 4 項又は第 5 項本文の規定により給与の支給を受ける教職員 第 3 号に定める額に、同条第 4 項又は第 5 項本文の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(ハ) 第29条第4項ただし書の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額

給料表	職務の級
教育職給料表	4級
一般職給料表	6級
保健職給料表	6級

9 前項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第28条第1項の規定による勤務しない時間一時間につき減額すべき給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した勤務しない時間一時間につき減額すべき給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間等に関する規定第3条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を同条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

10 附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第28条第2項の規定による減額すべき給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した減額すべき給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の0.75を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額）に相当する額を減じた額とする。

11 附則第8項の規定が適用される間、同項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第23条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、勤勉手当減額対象額に100分の1.35（特定管理職員にあっては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額）に相当する額を減じた額とする。

12 附則第8項から前項までに規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員になった場合における附則第8項の減ずる額の計算その他同項から前項までの規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(33歳に満たない職員の号給の調整)

13 平成23年4月1日において33歳に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受ける教職員を除く。）のうち、同日において給与規程第5条第4項の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成19年12月22日規程第61号）

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第14条の2の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月8日規程第72号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規程第19号）

〔沿革〕 平成21年5月29日規程第2号改正

〔沿革〕 平成21年11月30日規程第7号改正

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(地域手当にかかる経過措置)

- 2 平成22年3月31日までの間における改正後の給与規程第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の6.5」とあるのは、「100分の8」とする。

(派遣職員の給与、期末手当及び勤勉手当の特例)

- 3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、この規定により定められる額から当該額に100分の4（平成20年7月1日から平成22年3月31日までの間においては、次の表の上欄に掲げる職員ごとに、同表の下欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同欄に定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び規定第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。

職 員	割 合	
	平成21年7月1日から同年1月30日まで	平成21年12月1日から平成22年3月31日まで
1 次号に掲げる職員以外の職員	100分の2.4	100分の0.4
2 規程第19条の規定により管理職手当を支給することとされる職員（以下「管理職手当受給職員」という。）	100分の3.1	100分の3.1

- 4 派遣職員のうち管理職手当受給職員の期末手当の額は、平成21年12月に支給する場合において、平成21年3月27日規程第19号附則第7項の規定にかかわらず、給与規程第20条第2項の規定により算定される期末手当の額に相当する額から当該額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額をもって給与規程第20条第2項の規定により算定される期末手当の額とした場合に平成21年3月27日規程第19号附則第7項の規定により支給することとされる額とする。

（追加〔平成21年11月30日規程第7号〕）

- 5 派遣職員のうち管理職手当受給職員の勤勉手当の額は、平成21年12月に支給する場合において、給与規程第23条第2項の規定にかかわらず、この規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

- 6 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第2項及び第23条第2項の規定の適用については、第20条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第23条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

（追加〔平成21年11月30日規程第7号〕）

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 7 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第20条第2項及び第3項から第5項まで若しくは第29条第1項及び第2項若しくは第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、第1号及び第2号に掲げる額の合計額から第3号に掲げる額を減じた額（当該額が0を下回る場合には0とする。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは期末手当は支給しな

い。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当及び管理職手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額に、同年4月からこの規定の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して期末勤勉手当規程で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額

(3) イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ 平成21年12月1日まで引き続いて在職した期間で平成21年4月1日から施行日の前日までのもの（以下「継続在職期間」という。）について、平成21年3月27日規程第19号附則第3項及び第4項の規定を適用しないで算定した場合の給料額

ロ 継続在職期間について支給された給料額

附 則（平成21年5月29日規程第2号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月5日規程第3号）

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規程第7号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成21年12月7日規程第8号）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年1月29日規程第11号）

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規程第16号）

〔沿革〕 平成22年11月29日規程第12号改正

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正前の規程第11条第1項第2号に掲げる教職員に対しては、改正後の規程第11条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、なお従前の例により住居手当を支給する。この場合において、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は、改正前の規程第11条第2項第2号中「7,200円」とあるのは、「3,600円」とする。

3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、この規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び規定第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。

4 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、給与規程第20条第2項及び第

23条第2項の規定にかかわらず、この規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に平成22年6月に支給する場合においては100分の3（管理職手当受給職員にあっては、同年6月に支給する場合においては100分の7、同年12月に支給する場合においては100分の4）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

附 則（平成22年4月2日規程第1号）

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成22年5月28日規程第5号）

この規程は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、博士後期課程を除く大学院の授業科目を前期及び後期担当（前期または後期のみの授業（前期または後期分の授業数がある集中講義を含む）を複数担当した場合を含む）する教授、准教授、講師及び助教については、適用日から施行日の前日までの間、改正前の別表第4を適用する。

附 則（平成22年11月29日規程第12号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第20条第2項及び第23条第2項の改正規定は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月30日規程第18号）

〔沿革〕 平成23年7月15日規程第1号改正

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額は、平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（給与規程第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員（以下「管理職手当受給職員」という。）以外の職員にあっては、平成23年8月1日から平成24年3月31日まで）の間（以下「特例期間」という。）において、給与規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、給与規程第4条及び第5条の規定により定められる額とする。
  - (1) 手当の額（次号に掲げる給与額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。）
  - (2) 給与規程第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額
- 3 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、給与規程第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の3（管理職手当受給職員にあっては、平成23年6月に支給する場合においては100分の3、同年12月に支給する場合においては100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。
- 4 この規程の施行の日前から引き続き改正前の給与規程第28条第2項に規定する感染症による療養休暇により勤務しない職員については、改正後の給与規程第28条第2項の規定は、適用しない。
- 5 この規程の施行の日前から引き続き結核性疾患による療養休暇により勤務しない職員に対する改正後の給与規程第28条第2項の規定の適用については、同項中「90日」とあるのは、「1年」とする。

附 則（平成23年7月15日規程第1号）

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第18号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。
- 3 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の2.5（第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあっては、100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

附 則（平成24年5月28日規程第1号）

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月31日規程第10号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 教職員の給料月額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（育児介護休業規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。
- 3 教職員の給料の調整額は、特例期間において、給与規程第6条の規定にかかわらず同条の規定により定められている額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は第6条の規定により定められる額とする。
- 4 教職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の1.5（第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあっては、100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

(施行期日)

附 則（平成26年3月26日規程第4号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員（以下「管理職手当受給教職員」という。）の給料月額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（育児介護休業規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（給与規程附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される管理職手当受給教職員にあっては、同項第1号に定める額に相当する額を減じた額）から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定めら

れた額とする。

- 3 管理職手当受給教職員の給料の調整額は、特例期間において、給与規程第6条の規定にかかわらず同条の規定により定められている額から当該額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は第6条の規定により定められる額とする。

附 則 (平成26年1月24日規程第11号)

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月30日規程第18号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則 (平成28年3月24日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月24日規程第12号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則 (平成28年1月26日規程第7号)

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月22日規程第10号)

〔沿革〕 平成30年3月26日規程第7号改正

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるものにあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については11,800円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(教職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第

3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの、一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び保健職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級であるものにあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については9,200円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（教職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については8,000円）」とする。

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「5級」とあるのは「5級以上」と、「8級」とあるのは「8級以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

（平成31年3月31日までの間における管理職手当の月額の特例）

5 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

#### 附 則（平成29年12月27日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成30年3月26日規程第7号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成30年9月7日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

#### 附 則（平成31年2月20日規程第7号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第5条第6項の規定 平成32年4月1日

2 第20条の規定 平成31年4月1日

3 第23条の規定 平成30年6月1日

#### 附 則（平成31年3月22日規程第11号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 教育職給料表（第4条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 172,400	円 215,600	円 276,600	円 324,000	円 407,900	円 536,900

2	174,500	217,900	279,600	326,900	410,200	539,900
3	176,500	220,100	282,400	330,000	412,600	543,000
4	178,500	222,300	285,200	333,000	415,100	546,100
5	180,500	224,400	288,000	336,200	417,200	549,100
6	183,000	226,500	290,500	339,100	419,700	551,500
7	185,600	228,700	292,700	341,700	421,900	554,000
8	188,100	230,900	295,200	344,400	424,400	556,500
9	190,600	233,200	297,800	347,400	426,200	558,800
10	193,400	235,600	300,300	350,400	428,700	560,600
11	196,100	238,000	302,700	353,500	431,000	562,500
12	198,800	240,400	305,300	356,800	433,300	564,400
13	201,500	242,500	307,600	359,600	434,700	566,100
14	203,400	244,900	309,600	361,800	436,900	567,500
15	205,200	247,300	311,700	364,100	439,100	568,800
16	207,300	249,700	313,600	366,700	441,400	570,000
17	209,300	251,800	315,800	369,000	443,500	571,300
18	211,000	254,900	318,100	371,200	445,900	572,100
19	212,800	258,000	320,100	373,500	448,300	572,800
20	214,500	261,100	322,100	375,600	450,700	573,500
21	216,300	264,000	324,100	377,600	452,800	574,300
22	218,200	267,000	326,600	379,700	455,100	
23	220,100	269,900	329,200	381,900	457,500	
24	222,000	272,900	332,000	383,900	459,800	
25	223,800	275,700	334,000	385,300	461,800	
26	225,900	278,300	336,200	387,100	464,000	
27	228,000	280,800	338,500	388,900	466,100	
28	230,200	283,500	341,000	390,800	468,300	
29	232,100	286,300	343,400	392,700	470,500	
30	234,300	288,700	345,600	394,400	472,800	
31	236,600	290,900	347,700	396,100	475,000	
32	238,900	293,300	349,600	397,800	477,100	
33	241,100	295,700	351,600	399,400	479,000	
34	242,900	297,900	353,900	401,200	481,100	
35	244,600	300,400	356,200	402,700	483,400	
36	246,300	302,700	358,400	404,600	485,600	
37	248,000	305,200	360,100	405,700	487,700	
38	249,700	306,900	362,100	407,300	489,700	
39	251,200	308,600	364,200	408,800	491,700	
40	252,800	310,300	366,100	410,300	493,600	
41	254,800	312,200	368,000	411,200	495,600	
42	256,500	312,900	369,900	412,800	497,500	

43	257,900	313,800	371,700	414,300	499,200	
44	259,500	314,700	373,500	415,900	501,100	
45	260,800	315,600	375,300	417,200	503,000	
46	262,300	316,800	377,100	418,800	504,800	
47	264,000	317,700	378,600	420,200	506,600	
48	265,400	318,800	380,400	421,800	508,500	
49	266,800	319,700	382,000	423,200	510,200	
50	267,600	320,800	383,600	424,500	511,900	
51	268,200	321,700	385,200	425,900	513,800	
52	269,100	322,600	386,900	427,200	515,700	
53	269,800	323,800	388,000	427,900	517,300	
54	270,500	324,800	389,500	428,900	518,900	
55	271,200	325,800	390,900	429,800	520,600	
56	272,000	326,800	392,500	430,700	522,200	
57	272,900	327,500	393,800	431,600	523,800	
58	274,100	328,600	395,200	432,500	525,100	
59	275,100	329,700	396,500	433,400	526,400	
60	276,200	330,700	398,000	434,300	527,600	
61	277,200	331,700	399,300	435,200	528,800	
62	278,300	332,700	400,700	436,100	529,800	
63	279,300	333,800	402,200	437,100	530,800	
64	280,300	334,900	403,800	438,200	531,800	
65	281,200	335,600	404,800	439,100	532,400	
66	282,100	336,700	405,900	440,100	533,300	
67	283,200	337,400	406,900	441,100	534,200	
68	284,300	338,600	408,000	442,000	535,200	
69	285,000	339,200	409,000	443,000	536,100	
70	286,100	340,300	409,900	444,000	536,900	
71	287,100	341,200	410,700	444,900	537,600	
72	288,200	342,300	411,500	445,900	538,100	
73	289,000	342,600	412,300	446,900	538,800	
74	290,100	343,600	413,200	447,900	539,300	
75	291,200	344,600	414,000	448,800	540,100	
76	292,200	345,600	414,800	449,800	540,700	
77	292,700	346,600	415,500	450,600	541,200	
78	293,700	347,600	416,000	451,100	541,800	
79	294,700	348,500	416,400	451,800	542,400	
80	295,600	349,400	416,800	452,400	543,000	
81	296,500	350,400	417,100	453,200	543,600	
82	297,400	351,400	417,500	453,900	544,200	
83	298,300	352,400	417,800	454,200	544,800	

84	299, 200	353, 400	418, 200	454, 800	545, 400		
85	299, 700	354, 000	418, 500	455, 200	546, 000		
86	300, 500	354, 600	418, 900	455, 600	546, 600		
87	301, 300	355, 200	419, 300	456, 000	547, 200		
88	302, 200	355, 800	419, 700	456, 300	547, 800		
89	302, 800	356, 400	420, 000	456, 600	548, 400		
90	303, 400	356, 800	420, 400	457, 000	549, 000		
91	304, 100	357, 200	420, 800	457, 400	549, 600		
92	304, 700	357, 700	421, 100	457, 700	550, 200		
93	305, 400	358, 200	421, 400	458, 000	550, 800		
94	306, 000	358, 600	421, 800	458, 400			
95	306, 600	359, 100	422, 100	458, 700			
96	307, 200	359, 600	422, 400	459, 000			
97	307, 900	360, 300	422, 700	459, 300			
98	308, 500	360, 800	423, 100	459, 700			
99	309, 100	361, 200	423, 400	460, 000			
100	309, 700	361, 700	423, 700	460, 300			
101	310, 100	362, 100	424, 000	460, 600			
102	310, 400	362, 600	424, 400				
103	310, 700	362, 900	424, 700				
104	311, 100	363, 400	425, 000				
105	311, 400	363, 900	425, 300				
106	311, 800	364, 300	425, 800				
107	312, 100	364, 800	426, 100				
108	312, 400	365, 300	426, 400				
109	312, 800	365, 700	426, 700				
110	313, 100	366, 200	427, 000				
111	313, 500	366, 700	427, 300				
112	313, 900	367, 100	427, 600				
113	314, 200	367, 500	427, 900				
114	314, 600	367, 900	428, 200				
115	314, 900	368, 400	428, 500				
116	315, 200	368, 800	428, 800				
117	315, 400	369, 200	429, 000				
118	315, 700	369, 600					
119	316, 100	370, 100					
120	316, 600	370, 500					
121	316, 800	370, 800					
122	317, 100	371, 200					
123	317, 500	371, 700					
124	317, 900	372, 000					

125	318,100	372,400							
126	318,300	372,900							
127	318,600	373,400							
128	319,000	373,800							
129	319,200	374,200							
130	319,500	374,700							
131	319,900	375,200							
132	320,100	375,700							
133	320,300	376,200							
134	320,600	376,700							
135	321,000	377,200							
136	321,200	377,700							
137	321,400	378,200							
138	321,600	378,700							
139	321,800	379,200							
140	322,100	379,700							
141	322,500	380,200							
142	322,800								
143	323,100								
144	323,400								
145	323,800								
146	324,100								
147	324,300								
148	324,600								
149	325,000								
150	325,300								
151	325,600								
152	325,800								
153	326,100								
154	326,400								
155	326,700								
156	327,000								
157	327,200								

備考 この給料表は大学に勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2 一般職給料表（第4条関係）

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

1	144,800	194,900	231,100	264,200	290,200	320,700	364,600	410,000	460,500	524,100
2	145,900	196,700	232,700	266,100	292,400	322,900	367,200	412,400	463,600	527,000
3	147,100	198,500	234,200	267,900	294,800	325,200	369,600	414,900	466,600	530,100
4	148,200	200,300	235,800	270,000	296,900	327,400	372,200	417,300	469,700	533,200
5	149,300	201,800	237,200	271,700	298,800	329,600	374,100	419,200	472,700	536,400
6	150,400	203,600	238,900	273,700	301,100	331,600	376,600	421,500	475,700	538,700
7	151,500	205,400	240,400	275,600	303,400	333,800	378,900	423,600	478,700	541,200
8	152,600	207,300	242,000	277,700	305,600	336,000	381,400	425,900	481,800	543,600
9	153,700	208,900	243,200	279,700	307,500	337,900	383,900	427,900	484,500	546,000
10	155,100	210,700	244,700	281,700	309,800	340,200	386,600	430,000	487,600	547,800
11	156,400	212,500	246,300	283,800	312,000	342,200	389,200	432,100	490,600	549,600
12	157,700	214,300	247,700	285,800	314,300	344,400	391,900	434,200	493,800	551,500
13	159,000	215,700	249,200	287,800	316,500	346,200	394,300	435,900	496,500	553,200
14	160,500	217,500	250,700	289,900	318,600	348,200	396,600	437,700	498,800	554,600
15	162,000	219,200	252,100	291,900	320,800	350,200	398,800	439,700	501,100	555,900
16	163,700	221,000	253,500	293,900	322,900	352,200	401,200	441,700	503,400	557,100
17	165,000	222,700	255,000	295,800	324,800	353,900	403,000	443,600	505,500	558,400
18	166,500	224,400	256,600	297,800	326,800	355,900	405,100	445,400	506,900	559,400
19	168,000	226,000	258,300	299,900	328,800	357,700	407,000	447,300	508,400	560,300
20	169,500	227,600	260,100	301,900	330,800	359,600	408,800	449,000	509,800	561,200
21	170,900	229,000	261,700	303,800	332,500	361,600	410,700	450,800	511,000	562,100
22	173,600	230,800	263,500	305,900	334,600	363,500	412,500	452,300	512,400	
23	176,200	232,400	265,200	307,900	336,600	365,500	414,300	453,700	514,000	
24	178,800	234,000	266,900	310,000	338,800	367,400	416,200	455,200	515,500	
25	181,500	235,100	268,800	311,700	340,200	369,400	418,000	456,600	516,600	
26	183,200	236,600	270,700	313,800	342,100	371,300	419,500	457,900	517,700	
27	184,800	238,000	272,500	315,800	344,000	373,300	421,000	459,200	518,900	
28	186,600	239,300	274,400	317,900	345,900	375,300	422,600	460,400	520,100	
29	188,100	240,600	276,100	319,600	347,500	376,800	424,200	461,400	521,100	
30	189,800	241,800	278,000	321,600	349,400	378,600	425,600	462,100	522,000	
31	191,600	242,800	279,900	323,700	351,300	380,400	426,900	462,900	522,900	
32	193,300	244,000	281,600	325,800	353,100	382,100	428,100	463,600	523,800	
33	194,900	245,300	283,100	327,000	355,000	383,900	429,300	464,300	524,600	
34	196,300	246,400	285,000	329,000	356,800	385,300	430,600	465,100	525,500	
35	197,800	247,600	286,800	330,900	358,600	386,800	431,900	465,800	526,200	
36	199,300	248,900	288,700	333,000	360,400	388,400	433,100	466,400	526,700	
37	200,600	249,800	290,300	334,900	361,800	389,800	434,300	466,900	527,400	
38	201,900	251,300	292,000	336,800	363,100	391,000	435,100	467,500	528,000	
39	203,100	252,700	293,800	338,900	364,500	392,200	435,900	468,100	528,800	
40	204,400	254,100	295,700	340,800	365,900	393,300	436,700	468,700	529,400	
41	205,700	255,500	297,200	342,700	367,200	394,400	437,300	469,300	529,900	

42	207,000	256,900	298,900	344,600	368,100	395,600	438,000	469,800		
43	208,400	258,300	300,400	346,400	369,200	396,800	438,700	470,200		
44	209,700	259,600	302,000	348,300	370,300	397,900	439,400	470,500		
45	210,800	260,800	303,600	349,800	371,100	398,600	440,200	470,800		
46	212,100	262,100	305,300	351,200	372,000	399,300	441,000	471,300		
47	213,400	263,500	306,900	352,700	372,900	400,000	441,400	471,700		
48	214,700	264,800	308,600	354,200	373,800	400,700	442,100	472,000		
49	215,800	265,900	309,500	355,800	374,700	401,300	442,600	472,300		
50	216,900	267,000	311,000	356,600	375,500	401,900	443,000	472,800		
51	217,900	268,300	312,500	357,800	376,300	402,400	443,400	473,200		
52	219,000	269,600	314,100	358,800	377,100	402,800	443,800	473,500		
53	220,100	270,600	315,700	359,700	377,800	403,200	444,200	473,800		
54	221,100	271,700	317,400	360,900	378,500	403,500	444,600			
55	222,000	273,100	319,000	361,800	379,200	403,900	445,000			
56	223,000	274,400	320,500	362,900	379,900	404,200	445,300			
57	223,400	275,300	322,000	363,800	380,400	404,500	445,600			
58	224,300	276,300	323,200	364,500	381,000	404,800	446,000			
59	225,100	277,200	324,400	365,200	381,600	405,100	446,300			
60	225,900	278,300	325,600	365,900	382,400	405,400	446,600			
61	226,600	279,400	326,300	366,300	382,800	405,700	446,900			
62	227,600	280,400	327,200	366,900	383,500	406,000	447,400			
63	228,400	281,300	328,000	367,600	384,100	406,300	447,700			
64	229,400	282,300	328,800	368,300	384,700	406,600	448,000			
65	230,100	282,800	329,700	368,600	385,100	406,900	448,300			
66	230,900	283,700	330,100	369,300	385,700	407,200				
67	231,800	284,400	330,800	370,000	386,300	407,500				
68	232,800	285,300	331,600	370,700	386,900	407,800				
69	233,500	286,300	332,400	371,000	387,300	408,000				
70	234,200	287,100	333,100	371,600	387,800	408,300				
71	234,800	287,900	333,800	372,300	388,300	408,600				
72	235,600	288,700	334,500	372,900	388,900	408,900				
73	236,400	289,500	335,000	373,200	389,200	409,100				
74	237,100	290,000	335,600	373,800	389,600	409,400				
75	237,800	290,400	336,100	374,500	390,000	409,700				
76	238,400	290,900	336,700	375,100	390,400	409,900				
77	239,100	291,100	337,000	375,500	390,700	410,100				
78	239,900	291,400	337,500	376,000	391,000	410,400				
79	240,700	291,600	337,900	376,600	391,300	410,700				
80	241,400	292,000	338,500	377,100	391,600	410,900				
81	241,900	292,200	338,900	377,600	391,800	411,100				
82	242,600	292,400	339,400	378,200	392,100	411,400				

83	243,300	292,800	339,900	378,700	392,400	411,700			
84	244,000	293,100	340,400	379,000	392,600	411,900			
85	244,600	293,400	340,700	379,400	392,800	412,100			
86	245,300	293,700	341,100	379,900	393,100				
87	246,000	294,000	341,600	380,300	393,400				
88	246,700	294,400	342,000	380,700	393,600				
89	247,200	294,800	342,300	381,100	393,800				
90	247,700	295,200	342,700	381,600	394,100				
91	248,000	295,500	343,200	382,100	394,400				
92	248,400	295,900	343,600	382,500	394,600				
93	248,700	296,100	343,800	382,800	394,800				
94		296,300	344,200	383,300					
95		296,600	344,700	383,700					
96		297,000	345,100	384,100					
97		297,200	345,300	384,400					
98		297,500	345,700						
99		297,900	346,100						
100		298,300	346,400						
101		298,500	346,700						
102		298,800	347,100						
103		299,200	347,500						
104		299,500	347,900						
105		299,700	348,400						
106		300,000	348,800						
107		300,400	349,200						
108		300,700	349,600						
109		300,900	350,100						
110		301,300	350,500						
111		301,700	350,800						
112		302,000	351,100						
113		302,200	351,600						
114		302,400							
115		302,700							
116		303,100							
117		303,300							
118		303,500							
119		303,800							
120		304,100							
121		304,500							
122		304,700							
123		305,000							

124		305,300								
125		305,600								
再任用	188,600	216,200	256,400	275,900	291,000	316,600	358,400	391,700	443,000	523,800

備考 この表は、教育職給料表、保健職給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第3 保健職給料表（第4条関係）

職務の 級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	163,800	191,400	239,600	262,300	287,200	331,600	375,800
2	165,200	193,500	241,400	263,300	289,000	333,700	378,400
3	166,700	195,600	243,200	264,200	290,800	335,700	381,100
4	168,100	197,600	245,000	265,300	292,700	337,900	383,800
5	169,600	199,700	246,400	265,900	294,400	340,000	386,000
6	171,100	202,000	247,700	266,900	296,300	342,100	388,400
7	172,600	204,300	248,800	267,700	298,200	344,200	390,700
8	174,100	206,600	250,100	268,700	300,000	346,300	393,000
9	175,400	209,100	251,200	269,800	301,900	347,800	395,000
10	177,100	210,500	252,300	270,600	303,800	349,800	397,100
11	178,700	211,900	253,200	271,700	305,600	351,700	399,300
12	180,200	213,100	254,100	273,000	307,500	353,700	401,600
13	181,700	214,500	255,300	274,300	309,000	355,600	403,500
14	183,700	215,900	256,400	275,500	310,600	357,700	405,600
15	185,800	217,400	257,200	276,700	312,400	359,800	407,800
16	187,800	218,600	258,200	278,100	314,200	361,900	410,000
17	190,000	220,000	258,800	279,400	315,900	363,900	412,000
18	192,100	221,500	259,700	280,800	317,600	365,900	414,200
19	194,200	223,000	260,700	282,000	319,300	368,000	416,400
20	196,300	224,500	261,600	283,300	321,000	370,100	418,500
21	198,400	225,700	262,500	284,900	322,400	371,800	420,400
22	200,600	227,400	263,500	286,500	323,900	373,900	422,300
23	202,800	229,200	264,400	288,000	325,400	376,000	424,100
24	205,000	230,900	265,400	289,400	326,900	378,000	426,100
25	207,000	232,200	266,600	290,700	328,300	380,000	427,800
26	208,400	233,900	267,700	292,500	329,700	381,600	429,400
27	209,600	235,600	268,900	294,300	331,200	383,600	431,100
28	210,900	237,300	270,100	296,100	332,800	385,500	432,700
29	212,100	238,900	271,300	297,400	333,900	387,300	434,000
30	213,200	240,300	272,900	299,000	335,400	389,000	435,300

31	214, 500	241, 600	274, 500	300, 600	336, 800	390, 900	436, 900
32	215, 700	242, 700	275, 900	302, 300	338, 400	392, 700	438, 400
33	217, 000	243, 900	277, 500	303, 700	340, 000	394, 400	440, 100
34	218, 300	245, 000	279, 000	305, 200	341, 500	396, 100	441, 700
35	219, 600	245, 900	280, 300	306, 800	343, 100	397, 900	443, 100
36	220, 900	247, 000	281, 600	308, 400	344, 600	399, 600	444, 500
37	222, 100	247, 900	283, 200	309, 700	346, 300	401, 200	445, 600
38	223, 500	249, 000	284, 600	311, 100	347, 900	402, 900	446, 900
39	224, 800	249, 900	286, 100	312, 500	349, 400	404, 800	448, 300
40	226, 200	251, 100	287, 500	314, 100	351, 000	406, 600	449, 700
41	227, 100	251, 600	288, 800	315, 600	352, 200	408, 100	450, 700
42	228, 500	252, 500	290, 300	317, 100	353, 700	409, 600	451, 400
43	230, 000	253, 400	291, 800	318, 500	355, 200	411, 100	452, 200
44	231, 400	254, 300	293, 400	320, 000	356, 600	412, 400	452, 800
45	232, 600	255, 100	294, 800	320, 800	358, 200	413, 500	453, 700
46	234, 000	256, 100	296, 200	322, 200	359, 200	414, 600	454, 400
47	235, 300	257, 000	297, 700	323, 600	360, 800	415, 700	455, 200
48	236, 600	258, 000	299, 200	325, 100	362, 100	416, 900	456, 000
49	237, 600	259, 000	300, 300	326, 200	363, 500	418, 200	456, 700
50	238, 700	260, 100	301, 600	327, 600	364, 900	419, 300	457, 400
51	239, 700	261, 300	302, 800	328, 900	366, 200	420, 500	458, 100
52	240, 800	262, 500	304, 200	330, 200	367, 600	421, 600	458, 900
53	241, 700	263, 600	305, 600	331, 600	369, 100	422, 800	459, 700
54	242, 800	265, 100	306, 900	333, 000	370, 300	423, 800	460, 500
55	243, 800	266, 500	308, 300	334, 400	371, 400	424, 900	461, 200
56	244, 800	267, 900	309, 700	335, 700	372, 600	426, 100	461, 900
57	245, 500	269, 400	310, 500	336, 600	373, 700	427, 200	462, 700
58	246, 500	271, 000	311, 700	337, 900	374, 600	427, 700	
59	247, 200	272, 500	312, 900	339, 200	375, 600	428, 300	
60	248, 200	274, 100	314, 300	340, 500	376, 600	428, 700	
61	249, 100	275, 500	315, 400	341, 600	377, 200	429, 300	
62	250, 100	277, 000	316, 800	342, 500	378, 000	429, 800	
63	251, 000	278, 500	318, 100	343, 700	378, 800	430, 200	
64	252, 000	279, 800	319, 300	345, 000	379, 600	430, 700	
65	252, 900	281, 200	320, 600	346, 100	380, 300	431, 300	
66	253, 800	282, 700	321, 900	347, 300	381, 000	431, 700	
67	254, 900	284, 200	323, 200	348, 500	381, 900	432, 000	
68	255, 800	285, 700	324, 500	349, 600	382, 600	432, 300	
69	256, 600	286, 800	325, 200	350, 600	383, 200	432, 700	
70	257, 700	288, 300	326, 300	351, 600	383, 800	433, 100	
71	258, 800	289, 800	327, 400	352, 700	384, 500	433, 400	

72	259, 900	291, 200	328, 300	353, 800	385, 100	433, 700	
73	261, 300	292, 200	329, 600	354, 600	385, 800	434, 100	
74	262, 600	293, 600	330, 300	355, 700	386, 300	434, 500	
75	263, 900	294, 900	331, 400	356, 800	386, 900	434, 800	
76	265, 100	296, 200	332, 600	357, 900	387, 400	435, 100	
77	266, 100	297, 600	333, 700	358, 600	387, 800	435, 500	
78	267, 200	298, 900	334, 900	359, 400	388, 400	435, 900	
79	268, 500	300, 100	336, 000	360, 300	388, 900	436, 200	
80	269, 700	301, 400	337, 200	361, 000	389, 200	436, 500	
81	270, 600	301, 900	338, 400	361, 600	389, 500	436, 900	
82	271, 600	303, 100	339, 500	362, 100	390, 000	437, 300	
83	272, 800	304, 200	340, 500	362, 700	390, 400	437, 600	
84	273, 900	305, 400	341, 600	363, 200	390, 700	437, 900	
85	274, 700	306, 500	342, 500	363, 800	391, 000	438, 300	
86	275, 600	307, 700	343, 500	364, 300	391, 500	438, 700	
87	276, 700	308, 900	344, 400	364, 900	392, 000	439, 000	
88	277, 800	310, 000	345, 400	365, 400	392, 400	439, 300	
89	278, 600	311, 300	346, 400	365, 800	392, 700	439, 700	
90	279, 500	312, 500	347, 200	366, 200	393, 100	440, 100	
91	280, 300	313, 700	348, 000	366, 800	393, 600	440, 400	
92	281, 300	314, 900	348, 800	367, 300	394, 000	440, 700	
93	282, 200	315, 700	349, 400	367, 600	394, 400	441, 100	
94	283, 200	316, 500	350, 000	368, 100		441, 500	
95	284, 100	317, 200	350, 700	368, 500		441, 800	
96	285, 100	317, 800	351, 300	368, 800		442, 100	
97	285, 700	318, 500	351, 700	369, 400		442, 500	
98	286, 500	318, 800	352, 100	369, 900			
99	287, 100	319, 400	352, 600	370, 400			
100	288, 000	320, 100	353, 000	370, 900			
101	288, 800	320, 500	353, 500	371, 500			
102	289, 600	321, 100	353, 900	372, 000			
103	290, 400	321, 700	354, 400	372, 500			
104	291, 200	322, 300	354, 800	372, 900			
105	291, 900	322, 700	355, 100	373, 500			
106	292, 400	323, 200	355, 600	374, 000			
107	292, 900	323, 700	356, 000	374, 500			
108	293, 400	324, 200	356, 300	375, 000			
109	293, 600	324, 600	356, 800	375, 600			
110	293, 900	325, 000	357, 300	376, 000			
111	294, 100	325, 300	357, 800	376, 500			
112	294, 600	325, 600	358, 300	377, 000			

113	294, 900	326, 000	358, 800	377, 600			
114	295, 100	326, 400	359, 300				
115	295, 500	326, 800	359, 800				
116	295, 800	327, 100	360, 300				
117	296, 100	327, 300	360, 700				
118	296, 400	327, 600	361, 100				
119	296, 700	328, 000	361, 600				
120	297, 100	328, 200	362, 100				
121	297, 400	328, 400	362, 500				
122	297, 800	328, 700	363, 000				
123	298, 100	329, 000	363, 500				
124	298, 500	329, 300	364, 000				
125	298, 700	329, 500	364, 300				
126	298, 900	329, 800					
127	299, 200	330, 200					
128	299, 600	330, 400					
129	299, 800	330, 600					
130	300, 100	330, 800					
131	300, 500	331, 200					
132	300, 900	331, 400					
133	301, 100	331, 700					
134	301, 400	332, 100					
135	301, 800	332, 500					
136	302, 100	332, 900					
137	302, 300	333, 200					
138	302, 600	333, 600					
139	303, 000	334, 000					
140	303, 300	334, 400					
141	303, 500	334, 700					
142	303, 900	335, 100					
143	304, 300	335, 400					
144	304, 600	335, 800					
145	304, 800	336, 100					
146	305, 000	336, 500					
147	305, 300	336, 900					
148	305, 700	337, 300					
149	305, 900	337, 600					
150	306, 100	338, 000					
151	306, 400	338, 500					
152	306, 700	338, 900					
153	307, 100	339, 200					

154	307,300						
155	307,500						
156	307,800						
157	308,100						
158	308,400						
159	308,700						
160	309,000						
161	309,400						
162	309,700						
163	310,000						
164	310,300						
165	310,700						
166	311,000						
167	311,300						
168	311,600						
169	312,000						
再任用	236,200	256,600	263,800	274,100	290,400	327,700	372,300

この表は、大学に勤務する保健師に適用する。

別表第4 給料の調整額適用区分表（第6条関係）

勤務箇所	教職員	調整数
愛知県立大学及び愛知県立芸術大学	(1) 大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、主任として1人以上の学生に対する研究指導に従事する教授、准教授、講師及び助教	2
	(2) 大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、授業科目（講義、演習、実験又は実習（愛知県芸術大学の特別演習は除く。））を担当する教授、准教授、講師及び助教	1.5
	(3) 大学院担当教員のうち、主任として1人以上の学生に対する研究指導に従事する教授、准教授、講師及び助教 ((1)に掲げる者を除く。)	1
	(4) 大学院担当教員 ((1)から(3)に掲げる者を除く。)	0.5

別表第5 調整基本額表（第6条関係）

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表	1級	8,900円
	2級	10,400円
	3級	11,800円
	4級	12,600円
	5級	14,900円

	6級	16, 100円
--	----	----------

別表第6 初任給調整手当額表(第12条関係)

期間の区分	初任給調整手当額
1年未満	50, 800円
1年以上2年未満	50, 800円
2年以上3年未満	50, 800円
3年以上4年未満	50, 800円
4年以上5年未満	50, 800円
5年以上6年未満	50, 800円
6年以上7年未満	49, 000円
7年以上8年未満	47, 200円
8年以上9年未満	45, 400円
9年以上10年未満	43, 600円
10年以上11年未満	41, 800円
11年以上12年未満	40, 000円
12年以上13年未満	38, 200円
13年以上14年未満	36, 400円
14年以上15年未満	35, 000円
15年以上16年未満	33, 600円
16年以上17年未満	32, 200円
17年以上18年未満	30, 800円
18年以上19年未満	29, 400円
19年以上20年未満	28, 000円
20年以上21年未満	26, 600円
21年以上22年未満	26, 000円
22年以上23年未満	25, 400円
23年以上24年未満	24, 400円
24年以上25年未満	23, 800円
25年以上26年未満	23, 200円
26年以上27年未満	22, 600円
27年以上28年未満	22, 000円
28年以上29年未満	21, 200円
29年以上30年未満	20, 900円
30年以上31年未満	20, 500円
31年以上32年未満	19, 900円
32年以上33年未満	19, 000円
33年以上34年未満	18, 100円
34年以上35年未満	17, 400円

備考 この表において期間の区分に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

様式1 初任給調整手当支給調書（第12条関係）

初任給調整手当支給調書

所属名		職名		氏名	
				職員番号	
支給要件	手当の根拠	給与規程第12条			
	試験の種類・区分				
	学歴（学部・学科で記入）	(年月日卒修了)			
	免許の種類	(年月日取得)			
	採用又は異動年月日	年月日（該当条項第 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> 条号）			
	同上の日の級・号給	職給料表（）		級	号給
採用（異動前に支給されていた期間	円	年月日から年月日まで	月	日間	
	円	年月日から年月日まで	月	日間	
	円	年月日から年月日まで	月	日間	
	円	年月日から年月日まで	月	日間	
	円	年月日から年月日まで	月	日間	
支給予定期間	円	年月日から年月日まで			
	円	年月日から年月日まで			
	円	年月日から年月日まで			
	円	年月日から年月日まで			
	円	年月日から年月日まで			
休職によって支給されなかつた期間	年月日から年月日まで	年月日間			
支給されなくなった場合はその期日と理由	年月日（理由）				

## 様式2 (第14条の2関係)

## 大学入試センター試験監督等業務手当整理簿

※作成要領

「支給月」は、当該試験の属する月の翌月とする。

様式2－1（第14条の4関係）

大学入学共通テスト試行調査試験監督業務手当整理簿

支給月	平成 年 月	確認者（学部長等）氏名	印			
大学名	職名	氏 名	手当額(円)	従事日	支給額(円)	備 考

※作成要領

「支給月」は、当該試験の属する月の翌月とする。